１　監査等の種類　　随時監査

２　監 査 の 対 象　　中央卸売市場

施設使用料（買荷保管積込所使用料）

３　監査の実施場所　　岐阜市役所南庁舎　４階　監査室

４　監 査 の 日 程　　平成３１年１月７日～平成３１年２月２７日

５　監 査 の 結 果

次のような事項が見受けられたので、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

［意見］

（１）市場施設の使用指定及び買荷保管積込所使用料について

岐阜市中央卸売市場の買荷保管積込所は、卸業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「卸売業者等」という。）以外の者が購入した青果等を積み込むための目的で設置している施設である。ただし、中央卸売市場は、その設置目的のために使用していない時間帯である午前9時から翌日午前1時までの間については、卸売業者等に対してもその使用を認めている。この場合、中央卸売市場は、卸業者等に対し、岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則第 79 条に規定する市場施設使用許可申請書を提出させ、同条例施行規則第 80 条第 1 項に規定する市場施設使用許可書を交付している。

ところで、岐阜市中央卸売市場業務条例は、市場施設の使用について、第 62 条第 1 項で卸売業者等が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他使用条件は市長が指定すると規定し、同条第 2 項で市長は特に必要があると認めるときは売買参加者その他卸売業者等以外の者に市場施設の使用を許可することができると規定している。そして、同条例第 62 条第 2 項の許可について、同条例施行規則は、第 79 条で許可申請の手続を、第 80 条で許可した場合の手続を定めているが、同条例施行規則は、同条例第 62 条第 1 項による指定について何も定めていない。このため、中央卸売市場は、卸売業者等に買荷保管積込所の使用を認める際同条第1項に基づく指定をすべきところ、同条第2項に基づき、同条例施行規則第 79 条及び第 80 条に規定する許可の手続を用いている。

次に、同条例施行規則別表第 3 は、買荷保管積込所使用料について、1 日当たり 12 時間以上使用する場合、1 平方メートルにつき月額 76 円と規定してい

る。しかし、中央卸売市場は、卸売業者等に対し買荷保管積込所の使用を認めたときは、使用時間を確認することなく使用料を徴収している。

したがって、同条例第 62 条第 1 項による指定にかかる手続の整備について検討されたい。また、同条例施行規則における買荷保管積込所使用料の定め方について現状に即したものになるよう検討されたい。